

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの約〇年間、建設現場で大工として作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、石綿ばく露による「肺がん」と認定され療養を継続していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、A病院に入院し、肺葉切除等の手術を受け、同年〇月〇日にB病院に転医し療養を継続していた。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日以降の期間については、療養のため労働することができなかったとは認められないとして、通院日のみ休業補償給付の対象として支給し、その余の期間については支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の平成○年○月○日以降の期間における休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、監督署長が、請求人が平成○年○月以降、月1回の通院で、採血・X線検査・診察のみで投薬等の処方を受けていないことを理由として、「療養のための労働不能には該当しない。」と判断し、本件処分をしたことは不当である旨主張するので、以下検討する。

(2) 請求人の症状等に関する医師の意見をみると、以下のとおりである。

ア C医師は、平成○年○月監督署受付の意見書において、要旨、平成○年○月○日以降、日常生活の制限はしておらず、治療はしていない、肺がん再発の所見はないと述べている。また、D医師も、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年○月○日以降の請求人に対する診療は経過観察に該当し、胸部X線上、少量の胸水を認めるが、大きな変化なく経過しているとし、診療録における記載からみて日常生活が著しく制限される状況ではなかったと述べている。

イ 一方、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人の肺病変について、要旨、請求人には第1型以上の石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び著しい肺機能障害を認めると述べており、請求人の全日休業の必要性に関する主張を首肯する可能性を示しているようにもとれるが、同医師の上記判断の根拠となった肺機能検査は平成○年○月○日にE病院で施行されたものであり、請求人の休業請求期間以降の結果に基づくものである。

(3) 以上を踏まえ、当審査会は、請求人の平成○年○月○日以降の休業請求期間における全日の休業の必要性について、療養が行われたB病院における請求人の診療録等を精査すると以下のとおりである。

ア まず、請求人の症状経過についてみると、同診療録において、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間中、請求人が呼吸苦や息切れ等の呼

吸器系の自覚症状を訴えている旨の記載を確認することはできず、また、同期間において、請求人のADL（日常生活動作）は自立、又はほぼ自立していることを確認することができるとともに、請求人は、自身が主催している彫刻教室が忙しい旨述べていることや知人と伊勢参りの旅行に行くために運動をし、実際に旅行に行っていること等、活発に日常生活を過ごしていたことを確認することができる。さらに、この間の治療状況をみると、呼吸器系に対する薬剤が継続して処方されることはなく、酸素療法も行われていない。

イ 次に、検査結果をみると、同期間中、ほぼ連日測定された「SpO₂」（経皮的酸素飽和度）は、96%～99%で推移しており、良好かつ安定した数値で終始していることが認められる。また、平成〇年〇月〇日に施行された肺機能検査において、肺活量は2.69L（85.4%）、1秒量は2.14L（100%）、そして、1秒率は79.55%であり、これらの測定値は全て正常範囲内であると認められる。

ウ 以上のとおり、請求人の症状に関する記録、活動状況、治療過程及び検査データを総合すると、請求人の上記期間における肺機能は良好であり、請求人には肺がんに対する手術及び化学療法が施行されたものの、その経過が良好であるとして外来診療となった平成〇年〇月〇日以降平成〇年〇月〇日までの期間においては、当審査会としても、通院日以外に休業の必要があったとは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。